

組における重点プロジェクト推進体制に関する要綱

1. 目的 この要綱は、宗門重点プロジェクトの実践目標を計画的かつ強力に推進し、中央宗務機関・教区・組を通じた一体的な運動を行うため、組における重点プロジェクトの推進体制を定めることを目的とする。
2. 推進体制
- (1)組に重点プロジェクトリーダー（以下「組リーダー」という。）1人を置く。
 - (2)上記(1)のほか、必要に応じて、重点プロジェクトサブリーダー（以下「組サブリーダー」という。）1人を置くことができる。
 - (3)組リーダー及び組サブリーダーは、教区と連携し、重点プロジェクトの推進にあたるものとする。
3. 組リーダー
- (1)組リーダーは、「御同朋の社会をめざす運動」組委員会委員（組長の職務にある者を除くことが望ましい。）のうちから、組長が推薦した者について、教務所長が任命する。
 - (2)組リーダーは、「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）で協議された推進計画に基づき、組における重点プロジェクトの推進を図るため、次に掲げる事項をつかさどる。
 - ① 組における重点プロジェクト推進の実務担当者として従事すること。
 - ② 組における重点プロジェクト推進計画の実践に必要な具体的な事項の立案・整理に関すること。
 - ③ 組における重点プロジェクトの活動実態等の調査、収集整理及び現状把握に関すること。
 - ④ 組重点プロジェクトの現状について組委員会に報告すること。
4. 組サブリーダー
- (1)組サブリーダーは、組委員会委員（組長の職務にある者を除く。）のうちから、組長が推薦した者について教務所長が任命する。
 - (2)組サブリーダーは、組リーダーを補佐する。

5. 任期 組リーダー及び組サブリーダーの任期は、第5期重点プロジェクト推進期間中（2024(令和6)年度から2027(令和9)年度まで）とする。
6. 報告 教務所長は、組リーダー及び組サブリーダーの任命後、別紙の報告書に必要事項を記入の上、統合企画室まで報告する。
7. 担当 統合企画室
以上